

令和 年 月 日

さいたま商工会議所  
埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター 御中

住所 :  
会社名 :  
代表者名 :  
相談者名 :  
連絡先 :

## 相談申込書

私は、下記の事項を確認したうえで、当社（私が経営する）事業の承継（譲渡）又は他社（他者が経営する）事業の承継（譲受）にかかわる相談を申し込みます。

### 記

#### 1. 反社会的勢力とのかかわりがない旨の誓約

私、会社の実質的支配者もしくは会社の取締役、監査役、相談役、顧問等の役員が、裏面記載の反社会的勢力に該当しないことを誓約します。

#### 2. 情報の取扱いについて

私の事業及び会社に関する情報は、他の事業承継・引継ぎ支援センター、事業承継・引継ぎ全国本部、および中小企業庁、各経済産業局に提供されることに同意します。

#### 3. 資料の取扱いについて

相談あるいは支援を受けるに際して、埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」といいます）に提出する、会社ないし事業に関する資料等は、相談あるいは支援が終了した段階で、センターにて破棄されることを承知します。

以上

## 誓約書

当社（私）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社（私）が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、さいたま商工会議所及びセンターにおいて本誓約事項に反していると合理的に判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1. センターの支援対象として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2. センターの支援対象として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いてセンターの業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

以上